

誤って確定申告してしまった場合 その2

◆特例計算の失念等

平成 22 年分の確定申告までは、特例計算、例えば、「変動所得及び臨時所得の平均課税」を適用すれば納付税額を減額できたにもかかわらず、その適用計算を失念してしまった場合には、これらの計算は当初申告が要件であることから、更正の請求が求められませんでした。

しかし、平成 23 年分の確定申告から、「当初申告要件」の一部を除き大部分が廃止され、更正の請求が可能となっています。

また、控除税額の限度額計算においても、当初申告の際に記載された金額が限度とされてきました。「外国税額控除」などがその一例です。これも、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増加させることができることとなっています。

万一、特例計算の失念等で納付税額が過大になっていたときは、更正の請求をしてその訂正を求めましょう。

これら更正の請求は、いずれも法定申告期限から 5 年以内に行うことができます。